

医療情報取得加算に関する揭示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

また、令和6年12月より、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

●現行の保険証・マイナ保険証揭示有無にかかわらず、

初診：1点

再診：1点（3月に1回）

マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合、下記のサービスをご利用いただけます

【健康保険証利用】

マイナンバーカードを健康保険証代わりとしてご利用いただけます。

利用には初回登録が必要になりますが、

市民医療センターの顔認証付きカードリーダーで可能となっております。

【特定健診情報の診察時利用】

当センター受診時に、過去の特定健診情報を利用します。利用は、本人の同意がある場合のみとなります。（令和2年度以降に実施したものから5年分）

【薬剤情報の診察時利用】

当センター受診時に、過去の薬剤情報を利用します。利用は、本人の同意がある場合のみとなります。（令和3年9月以降に診察したものから3年分）